



近畿税理士会 泉大津支部だより

発行 平成 24 年 1 月 25 日

24 年新春号

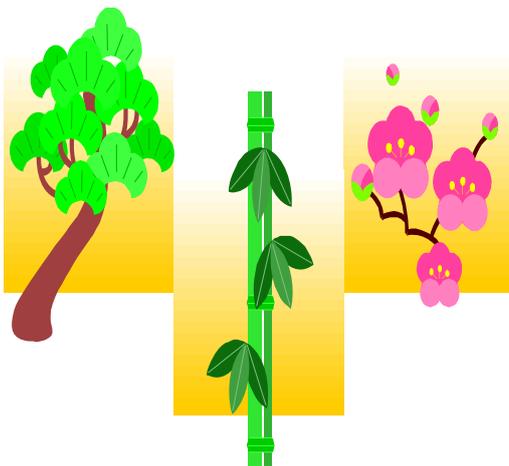
No. 27

発行 / 近畿税理士会泉大津支部 支部長 原 正人
事務局 泉大津市二田町1丁目11-15 オークハイツⅢ301号
編集委員 / 高岩弘至・真奥 隆・田中俊英・稲垣成祥・根尾玲子



『紅富士山頂』

(写真) 久保 慶明



【24年新春号 主な内容】

- 1 面 表紙写真『紅富士山頂』
- 2 面 石谷副支部長のあいさつ
- 3 面 支部旅行に参加して
- 4 面 第 26 回誌上研修
「更正の請求」の改正について
- 6 面 寄稿「今年の干支」
「支部ゴルフ」
- 7 面 新会員自己紹介、会員の異動
- 8 面 最新研修ビデオの紹介、告知板
原稿・写真募集、編集後記



新年のご挨拶

副支部長 石谷 秀志

新年あけましておめでとうございます。

泉大津支部会員皆様には本年もますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今年度より「税務支援対策委員会」担当副支部長という重要な大役を任せていただくことになりましたが、まずは、直前に迫った確定申告期の地区相談会場において少しでも皆様が税務支援活動に専念でき、税理士の無償独占の権利を堅持できるよう頑張る所存ですのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

地区相談会場における小規模事業者に対する税務支援は、元々昭和 38 年に国税庁、日税連、全国青色申告会総連合会により締結された三者協定に基づいたもので、これは小規模であっても当然納税義務がある事業者に対して、申告相談や指導等の税務支援は国家的に必要なものであり、税理士業務の無償独占を堅持するためには他者に譲れないものです。また、税理士業務の公共性に鑑みましても自主的に行うべき業務とされ、一部の免除者を除いて義務化されています。つまり税務支援の根底には、国民の納税義務の履行に関わっている税理士業務には公共性と社会貢献を認識しておかなければならないという考えがあります。そのような趣旨のある税務支援活動に関して、皆様には色々とお手数をおかけしておりますが、地区相談会場等にご理解とご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。



さて、日本国内において種々の課題が山積しておりますが、財政再建は最大のテーマで、震災復興財源問題や社会保障と税制の一体改革などこの厳しい経済状況及び雇用情勢に対応した税制の整備を模索している状況であり、T P Pの話などは江戸時代の鎖国から明治時代の開国の如く日本の経済に非常に大きな影響を及ぼす問題であるように思います。これもプラス面とマイナス面を考慮して慎重な対応が必要な事項であり、今後どの方向に動くことが日本にとってより良くなるのかを真剣に考えないといけない状況であります。このような国内状況において、私としましても税理士として何ができるのか、何を求められているのかを意識しておかなければと考えるものの、日々の業務をこなすことに追われているのが現状です。目の前のやるべきことを一つ一つ成し遂げることしかないのかもしれませんが、我力の未熟さを感じております。

結びに、会員皆様におかれまして寒さ厳しい折での確定申告業務ですので、ご健康には充分ご配慮いただき、これからの多忙な時期を無事に過ごされることと、本年が昇り龍（辰）の良い年でありますことを切にお祈り申し上げます。

大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012

大阪市中央区谷町1丁目5番4号

TEL(06) 6941-6888

FAX(06) 6947-2800

URL: <http://www.hanna-zeikyo.jp>

阪奈税協の事業一覧

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアーズ保険、自動車保険、火災保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、リフォーム
マンション

販売あっせん

業務関連用品、OA機器、オフィス家具
紳士・婦人服、生活雑貨
リサイクルトナーカートリッジ
家電製品(web販売)、印鑑、名刺

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
葬儀、リース関連、人材派遣
セキュリティー、資格取得
機密書類保管・溶解処理サービス
カーライフ関連、PETガン検診



支部旅行に参加して

山口 秀美

10月16日(日)、17日(月)と1泊2日の済州島への支部旅行に参加してきました。朝9時に関西空港を出発した総勢20名を乗せた大韓航空機は、あっという間の1時間40分ほどで、秋晴れの韓国の済州島に到着しました。

まず、石焼きビビンバで腹ごしらえをした後は、世界自然遺産めぐりです。水のペットボトルを1本手渡されて登った城山日出峰は、済州島東端にそびえる王冠のような姿が特徴的な標高180mほどの火山です。気軽に登り始めたものの、意外に手ごわく、結構足腰にダメージがきましたが、頂上から見た眺望がとても美しく、頑張って登ったかいがあったなあ、と思いました。

次に、万丈窟という暗い溶岩洞窟の中を、カップを着てまたまたひたすら歩きました。その後、新羅免税店で買い物をして、済州グランドホテルに入りました。

夜は、豚カルビや冷麺に舌鼓を打ったあと、希望者だけでしたが、「ナンタ」というフライパンやまな板、包丁などの調理道具を使った有名なミュージカル劇を楽しみました。

2日目は、吾羅(オラ)カントリーへのゴルフ組と西帰浦観光組に分かれての移動です。

私は観光組でしたが、天帝淵瀑布という滝のある景勝地や韓国ドラマのチャングムのロケ地でもあるウェドルゲという奇岩を見て廻り、その後ロッテ免税店で買いものタイムです。お土産用のバッグもばっちり持参の某先生は、両手いっぱいのお買いものです。つられて、つつい私も、いつもより財布のひもが緩んでしまったようでした。



お昼すぎにまたゴルフ組と合流し、添乗員の方に「一般的な観光コースではないけれど…」と言われながらも、お約束の済州税務署訪問をして、集合写真におさまった後は、遅めのお昼で、名物の海鮮料理をおいしくいただきました。

その後、韓国食料品店で、さらにいろいろお土産を買いこんだあと、再び済州国際空港からの空路で、午後8時前には無事に帰阪しました。

大急ぎの感のある2日間でしたが、天候にも恵まれ、よく歩いてよく食べ、本当にいろいろ楽しめて、多くの先生方と楽しく過ごすことができた旅でした。ありがとうございました。





第 26 回 誌上研修

「更正の請求」の改正について

研修委員 永谷 博子

平成 23 年 12 月 2 日に、平成 23 年度税制改正に関する法律「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 114 号）が公布されました。このうち「更正の請求」に関する主な改正内容は次のとおりです。

I 更正の請求期間の延長

平成 23 年 12 月 2 日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間が法定申告期限から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

なお、これまでと同様に、更正の請求書が提出されると、税務署では調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行い、税金を還付することになります。

- ① 税務署が減額の更生等の処分を行う場合には、更正の請求をした方にその内容を通知します。
- ② 修正申告書又は期限後申告書を提出した場合には、不服申立てをすることはできませんが、更正の請求ができる期間内であれば更正の請求を行うことができます。
- ③ 贈与税及び移転価格税制に係る法人税についての更正の請求ができる期間は 6 年（改正前：1 年）に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求ができる期間は 9 年（改正前：1 年）に、それぞれ延長されました。

登記・登録等を行った機関に対して行う、登録免許税の計算誤りなどがあつた場合の過誤納金の還付に係る通知の請求期間について、この請求期間も、登記・登録等を受けた日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

運輸支局等に対し、自動車重量税を納付した後に自動車検査証の交付等を受けることをやめた場合、又は、過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等を受けた場合に、過誤納金の還付に係る証明書の交付を請求できる期間は、その該当することとなった日から 5 年（改正前：1 年）に延長されました。

- ④ 平成 23 年 12 月 2 日より前に法定申告期限が到来する国税で、更正の請求の期限を過ぎた課税期間について、増額更正ができる期間内に「更正の申出書」の提出があれば、調査によりその内容の検討をして、納めすぎの税金があると認められた場合には、減額の更正を行うこととなります（申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）。

II 更正の請求範囲の拡大

(1) 当初申告要件の廃止

当初申告の際、申告書に適用金額を記載した場合に限り適用が可能とされていた措置（当初申告要件がある措置）のうち、一定の措置については、更正の請求（又は修正申告書）の提出により事後的に適用を受けることができるようになりました。

[所得税関係]

- ・ 給与所得者の特定支出の控除の特例
- ・ 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例
- ・ 純損失の繰越控除
- ・ 雑損失の繰越控除
- ・ 変動所得及び臨時所得の平均課税
- ・ 外国税額控除
- ・ 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

[法人税関係]

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
- ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
- ・ 会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入
- ・ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入
- ・ 所得税額控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例
- ・ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例
- ・ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例
- ・ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例



- ・ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例

[相続税・贈与税関係]

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
- ・ 贈与税の配偶者控除
- ・ 相続税における特定贈与財産の控除

(2) 控除額の制限の見直し

控除等の金額が当初申告の際の申告書に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置について、更正の請求（又は修正申告書）の提出により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除等の金額を増額することができることとされました。

[所得税関係]

- ・ 外国税額控除
- ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- ・ 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例
- ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・ 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- ・ 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- ・ 所得税の額から控除される特別控除額の特例
- ・ 青色申告特別控除（65万円）
- ・ 電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除

[法人税関係]

- ・ 受取配当等の益金不算入
- ・ 外国子会社から受ける配当等の益金不算入
- ・ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入
- ・ 所得税額控除
- ・ 外国税額控除
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
- ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例
- ・ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ・ 中小企業者が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ・ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ・ 法人税の額から控除される特別控除額の特例
- ・ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ・ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ・ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除



この措置の適用は次のとおりとなっており、それより前の年分等には適用されませんので、ご留意願います。

(所得税関係) 平成23年12月2日の属する年分以後の所得税

(法人税関係) 平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税

(資産税関係) 平成23年12月2日以後に申告書の提出期限が到来する相続税又は贈与税

III 「事実を証明する書類」の添付義務の明確化

更正の請求に際しては、更正の請求の理由の基礎となる、「事実を証明する書類」の添付が必要となることが明確化されました。

したがって、「更正の請求」を行う際には、「事実を証明する書類」を確実に添付していただきますようご留意願います。

この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

IV 偽りの記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則の創設

内容虚偽の記載をして更正の請求書を提出した者に対する罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が設けられました。

この改正は、平成24年2月2日以後に行う更正の請求から適用されます。

V 増額更正ができる期間の延長

平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、税務署長が増額更正をすることができる期間が、所得税、消費税など改正前は3年のものについて5年に延長されました。

なお、偽り・不正の行為により税額を免れるなど脱税の場合に税務署長が行う増額更正の期間は現行のとおり7年となります。

(参考資料)

税理士会研修資料



今年の干支

西田 和夫

新年明けまして、おめでとうございます。

さて、新年のスタートということで、今年の干支について少し書かせていただきます。

今年の干支は、辰です。

辰は、十二支の中でただ一つ、実在しない、想像上の動物です。水中や地中、そして空中を自由自在に駆け巡り、どこまでも行けると信じられています。西暦年を12で割って8余る年が辰の年です。

辰といえば、巨人ファンならずとも、原辰徳監督が思い浮かぶのではないのでしょうか。生年月日を調べますと、1958年、12で割っても、8が余るわけではないです。辰年生まれだから、「辰徳」ではないみたいです。

「辰」は中国の『漢書』によると、「振」（ふるう、ととのう）の意味で、草木の形が整った状態を表しているとのことです。後に、覚え易くするために神話上の動物である「龍」が割り当てられました。

体はヘビを基に、他の力のある9種類の動物の体を集め合わせ、長い時をかけて中国で作られました。2000年前位には、現在のリュウと同じイメージが出来き上がっていたようです。日本へは、1400年前の平安時代に中国から伝わっています。中国では、リュウが皇帝のシンボルです。

目は、オニ、角は、シカ。頭はラクダで、耳はウシ。手のひらがトラで、うなじはヘビ。腹は、想像上の大蛇、ミヅチです。つめは、鷹、のどの下は、魚の鱗で、逆鱗といわれます。懐かしい「マンガ日本昔話」の始まりのように、リュウは人が飼いならして、背にまたがることのできる動物といわれます。けれども、この「逆鱗」を触られると、リュウは怒って人を殺すそうです。中国では皇帝がリュウに喩えられますので、皇帝の怒りを買う意味に使われるようになりました。ちなみに、先程の、リュウのつめですが、5本あるものは最高位で、皇帝のシンボルとして使われるリュウは、全て5本のつめを持っているとのことです。

リュウは、ツバメの肉が好物で、雨乞いする時にはツバメが必要でした。嫌いなものは、鉄、ムカデ、笹の葉、五色の糸などです。五月五日の端午の節句に、ちまきを笹の葉でつつんだり、五色の吹流しをたてますが、リュウの災難から逃れるためのもので、現在にも伝わる風習らしいです。

最後に、西洋のリュウは、ドラゴンですが、これも神話や伝説に登場する想像上の動物です。足は4本と2本のものがありますが、翼があるのが特徴です。口からは、炎や毒を吐くといわれます。東洋では、リュウは敬われる存在ですが、西洋では悪の象徴で、いつも英雄に退治されることが多いようです。

日本では、「登り竜」。今年一年が皆様にとって良い一年でありますようにお祈りいたします。



支部ゴルフ

大西 博己

日頃におきましては、支部会員の皆様にお世話になっており有難うございます。支部ゴルフについて今回書かせて頂きます。以前にもゴルフに関して書かせて頂いたのですが、私が泉大津支部に所属させて頂いてから支部で開催されたゴルフに関してすべて参加させて頂いております（ちなみにハンデにも恵まれましたが過去に2回優勝させて頂きました）。

私自身、ゴルフの腕前は人並み（自分ではそう思っております）ではありますが、ゴルフのどういうところが楽しいかといいますと、まず第一にゴルフのスコア（去年は念願のスコア100をきりました）に関して、技術的なものもあるかと思いますが、自分自身の気持ちがネガティブなときは、不思議なことにボールもあちこちに方向が定まらず、逆にポジティブなときは、不思議と自分の思い通りにボールが飛んでいくというメンタル面での面白さ、第二にゴルフを通じて人の性格を垣間見ることができ、これは仕事にも役立つと思っております。

あともう一つ、私自身ゴルフをさせて頂き、色々な諸先輩方の先生とお話する機会がもてたことによりゴルフ自身のこともそうですが、特に仕事に関する取り組み、姿勢など普段聞くことができない話を聞かせてもらうことは私にとって財産になっており感謝しております。

最後の結びにあたりまして、私自身これからも、支部のゴルフについては、すべて参加させて頂くつもりです。あと支部活動についても参加させて頂き少しでも支部のために頑張っていきたいと思っております。有難うございました。



新 会 員 自 己 紹 介



高橋 英晴 (たかはし ひではる)・・・昭和 54 年 2 月 7 日生 登録番号：119736

【自己紹介】 新入会員の高橋と申します。

【趣味・特技】 スポーツ

【メッセージ】 若輩者ではありますが、よろしくお願いします。



馬場崎 淳 (ばばさき あつし)・・・昭和 52 年 8 月 29 日生 登録番号：117138

【自己紹介】 約 7 年間、岸和田の税理士事務所に勤務し、平成 23 年 11 月に生まれ故郷である泉大津で開業いたしました。

【趣味・特技】 ゴルフ (ゴルフ歴は 1 年です)

【メッセージ】 皆様のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



会 員 の 異 動

平成 24 年 1 月 10 日現在 会員数 110 名 (内税理士法人 2)

《入 会》

平成 23 年 9 月 30 日 溝口 幸長 先生 (堺支部より)

事務所：泉大津市池浦町 511 番地 3

シネクティクスビル 2 階 201 号室

TEL：0725-40-3325 FAX：0725-40-3326

平成 23 年 10 月 19 日 高橋 英晴 先生 (開業)

事務所：和泉市万町 552 番地

TEL/FAX：0725-24-4456

平成 23 年 11 月 1 日 馬場崎 淳 先生 (岸和田支部より)

事務所：泉大津市池浦町 1-22-20-1

TEL：0725-26-0073 FAX：0725-26-0773

平成 23 年 12 月 21 日 露口 浩久 先生 (開業)

事務所：和泉市小田町 487 番地の 1

TEL：090-8164-0127

《転 出》

平成 23 年 8 月 8 日 溝口 幸長 先生 (堺支部へ)

最新研修ビデオの紹介

支部事務局では、研修ビデオを整理保管貸出しておりますので、自己研鑽の一助としてご活用ください。新着情報につきましては、今後も支部だより等でお知らせしてまいります。

【新着情報…平成 23 年 6 月 1 日以降開催分】

◇平成 23 年度全国統一研修会

「知っておきたい東日本大震災への税務上の対応」

～震災特例法の対応と実務上の留意点～

「平成 23 年度税制改正における法人

・個人の落とし穴と対応」

「最近の最高裁判決から学ぶこと」

～最高裁判決の意義と実務への影響～

◇平成 23 年度第 1 回マルチメディア研修（日税連）

「東日本大震災における震災特例法の概要」

◇法学ゼミナール

「税理士が知るべき相続法の最新動向」

—業務の増加に備えて—

◇プロフェッショナルセミナー

「事前手続き法と事後救済方の意義と課題」

◇平成 23 年度改正税法研修会

「平成 23 年度における税制関連法令の改正等について」

◇大阪・奈良税理士協同組合主催（平成 23 年度）

第 1 回 第 1 部「法令用語の常識と契約書の作成方法」

第 2 部「税理士業務と ADR について」

第 2 回 第 1 部「日本経済の展望と課題」

第 2 部「これからの税制」

第 3 回「更正の請求を中心とした納税環境整備の

ポイント」



税務支援対策委員会より

泉大津市、和泉市、支部事務局の 3 ヶ所においてほぼ毎月のように市民に対する税務相談センターを開設しています。会員皆様からこの相談員を募集いたしておりますので、ご参加いただける先生は、今回同封の書類にてご回答を宜しくお願い申し上げます。

原稿・写真募集！

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧になれます。

アドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

広報委員会では常時原稿・写真を募集しております。

寄稿はお気軽に、趣味・エッセイ・業務に関すること・日頃の疑問等、テーマはご自由ですので、是非ともご寄稿をお願いいたします。

写真もテーマはご自由に撮影場所等記載のうえお送りください。

なお、お送りいただいた原稿・写真は、紙面に限りがあり、掲載できない場合もありますので、その際はご了承ください。

お問い合わせは、泉大津支部事務局まで

TEL0725-33-7400 FAX0725-33-7405

e-mail izumiootusibu@theia.ocn.ne.jp

編集後記

皆様方には 新年をお健やかに迎えることと心からお喜び申し上げます。

昨年を一文字で表す言葉に『絆』が選ばれました。思い起こせば、三月の東日本大震災、その後の原発事故、九月の紀伊半島大水害など、日本各地を揺るがす災害が多発した大変厳しい一年でした。その一方で、我々国民の我慢強さ、優しさ、つながり、といった長所を再認識出来た年でもありました。今年は、我々が得たかけがえのない『絆』をよりいっそう深め、笑顔があふれるような年になることを心から願っております。(T・T)

